

## 雇用調整助成金等申請代行補助金の御案内

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（以下、「雇用調整助成金等」とします。）の申請に当たって、社会保険労務士等に事務手続きを依頼した場合の費用を補助します。

### ◆ 要件（すべてを満たす必要があります。）

- 天童市内に事業所を有する中小企業者（小規模企業者や個人事業主を含みます。条件は下記参照）であること。本社所在地が天童市外の場合でも申請可能です（支給額は、原則として天童市内の事業所に勤務している従業員数に応じたものとなります。）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る雇用調整助成金等の支給申請に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士に依頼し、報酬（手数料）を支払ったこと。
- 社会保険労務士等に事務の代行を依頼した申請について、**支給が決定**したこと。
- 天童市内の事業所について、この補助金と同種の補助金を他自治体から受給していない（受給する予定がない）こと。
- 市町村税の滞納が無いこと（住民税と固定資産税。市外に本社がある法人については、天童市の法人市民税と固定資産税）。
- 申請は令和2年度及び令和3年度あわせて1回限りとなります。ただし、令和2年度に補助金の交付を受けた事業者で交付額が40万円未満の場合は、40万円から令和2年度の交付額を差し引いた額を補助の上限として、未申請の期間分を再度申請（原則1回まで）することができます。
- 交付後（申請含む）に補助金の対象となる期間が延長となった場合で、かつ、延長以前における交付額（申請含む）が40万円未満の場合は、その期間分について再度申請することができます。ただし、上限額以内の申請となります。

### ※中小企業者の条件

業種	次のいずれかの条件を満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業、飲食店	5千万円以下	50人以下

### ◆ 補助対象経費・補助額

- 補助対象経費 雇用調整助成金等（令和2年4月1日から令和3年9月30日までの休業分）の申請に当たって社会保険労務士や弁護士に事務手続きを依頼した場合の報酬・手数料
- 補助額 上限40万円

## ◆ 申請手続

雇用調整助成金等の支給決定後、次の書類を提出してください。

- ① 天童市雇用調整助成金等申請代行補助金交付申請書（兼）請求書（記載例あり）
- ② 申請者が中小企業者に該当することがわかる資料（「雇用調整助成金等の申請に係る支給申請書」から判断できる場合は提出不要）
- ③ 振込先の通帳の写し（申請者と同名義の口座で、口座名義がカタカナで記載されているページ）
- ④ 消費税等仕入控除税額報告書（記載例あり）
- ⑤ 雇用調整助成金等の申請に係る支給申請書及び決定通知書の写し  
決定通知書の写しは、原則申請時に提出していただきますが、申請期限までに特例助成金（国）の支給が決定していない場合は、申請時の添付を省略し、支給決定後速やかに当該通知書（写し）を提出してください。
- ⑥ 雇用調整助成金等の申請に係る休業等実施計画届の写し（国への提出が不要な場合は不要）
- ⑦ 社会保険労務士等による事務の代行に要した報酬等の領収書の写し

【 社労士等の領収書に天童市外の事業所分が含まれており、天童市の事業所分の報酬が区別されていない場合 】

次の書類を添付してください。ただし、天童市の事業所分の内訳が記載された書類（社労士等による証明が必要）を添付する場合は、⑧⑨の書類は不要です。

- ⑧ 天童市雇用調整助成金等申請代行補助金 計算書
- ⑨ 天童市内の事業所に勤務している従業員の氏名を記載した名簿

【 市外に住所を有する個人事業主の場合（法人は不要） 】

- ⑩ 住所地における納税証明書（住民税・固定資産税分）

## ◆ 申請期限

市ホームページを御覧ください。

## ◆ 提出先

天童市 商工観光課

問合せ 天童市 商工観光課  
〒994-8510 天童市老野森1丁目1番1号  
電話 023-654-1111（内線225） F A X 023-653-0744

※雇用調整助成金等の申請内容については、ハローワークやまがた 雇用調整助成金センター（電話 023-666-3613）にお問い合わせください。